

令和7年度 実施事業と注意点について

1 令和7年度実施事業について

事業区分	予定事業
地域密着型サービス等 整備補助事業	●地域密着型サービス等の整備 ●介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（※以下2へ） ●災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業 ●災害イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業
介護施設等の施設開設準備 経費等支援事業	●定員30人以上の広域型施設等 ●定員29人以下の地域密着型施設等
定期借地権設定のための 一時金の支援事業	●定期借地権設定のための一時金の支援
既存の特別養護老人ホーム 等のユニット化改修等 支援事業	●既存施設のユニット化改修 ●特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修 ●介護施設等の看取り環境の整備
介護施設等における 新型コロナウイルス 感染拡大防止対策支援事業	●介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援（1施設1台を上限とする。） ●介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援 ●介護施設等におけるゾーニング環境等の整備に係る経費支援
介護職員の 宿舎施設整備事業	●介護職員の宿舎施設整備事業

●配分基礎単価の引き上げについて

上限額を4.7%引き上げます。

●「介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」について

これまでは、国管理運営要領にて、「令和6年度中に着工することとする」と明記されていましたが、令和7年度より撤廃されました。

●介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業について

補助率が2/3から1/3に変更となりました。